

令和3年度 第4回 高知支部評議会

**令和4年度支部事業計画(案)について
(新旧)**

令和4年1月14日

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
基盤的保険者機能関係	① 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ② サービス水準の向上 ・ 傷病手当金等対象の現金給付は、受付日から10営業日以内に振り込む『サービススタンダード』を遵守する。 ・ 窓口対応及び電話対応について、『お客様満足度調査』の結果を元に改善を行い、サービス水準の向上に努める。 ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・ チラシや広報誌等で、事業主・健康保険委員・加入者への広報を実施する。 ・ 限度額申請書セットを配置する医療機関等の利用促進を図る。 ④ 現金給付の適正化の推進 ・ 不正請求の疑いがある事案については、「給付適正化プロジェクトチーム」で検討し、必要に応じて事業所への立ち入り調査を	① サービス水準の向上 ・ 傷病手当金等の現金給付の申請受付から給付金の振込みまでの期間について、サービススタンダード（10営業日）を遵守する。 ・ 本部が実施するお客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に取り組む。 ⑧ 限度額適用認定証の利用促進 ・ 事業主や健康保険委員へ、チラシやリーフレットで制度周知の広報を実施する。 ・ 限度額申請書セットを配置している医療機関等の利用率促進を図る。 ③ 現金給付の適正化の推進 ・ 重点審査項目を中心に審査を強化し、不正の疑義がある事案については「給付適正化プロジェクトチーム」で議論を行い、	① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする	① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を91.0%以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
基盤的保険者機能関係	行う。 ⑤ 効果的なレセプト点検の推進 - 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 - 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 - 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 ⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 - 毎月実施する患者照会文書に適正受診のお知らせチラシを同封し、適正受診の啓発を推進する。	必要に応じ事業所への立ち入り検査を行う。 - 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 ④ 効果的なレセプト点検の推進 - 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 - 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 - 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 ⑤ 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化 - 柔道整復施術療養費の適正化を目的に、患者に対するアウトソースでの文書照会と適正受診の啓発を強化するとともに傾向審査の推進を図る。	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
基盤的保険者機能関係	⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・ 事業主へ広報誌や研修等で資格喪失届への保険証の添付および加入者へ支部メールマガジン等で退職時の保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 保険証未返納者に対する日本年金機構での返納にかかるお知らせ時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。<u>協会けんぽが行う1次催告は日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、2次催告は4週間以内に行う。</u>加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。	⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し、適正化を図る。 ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 ・ 保険証未返納者に対する日本年金機構での1次催告時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。また、協会けんぽが行う2次催告は日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内に、3次催告は3週間以内に行う。加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
基盤的保険者機能関係	- 資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置くとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的措置の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 - 資格喪失後受診防止等の保険証適正使用を啓発するポスターを関係機関と連携し、高知県内の保険医療機関に配布する。 ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 - 未送達事業所にかかる調査を確実に実施する。 - 未提出事業所への提出勧奨を効率的に実施する。 ⑨ オンライン資格確認の円滑な実施 - 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用推進について、積極的な広報を行う。	- 資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置くとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的措置の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 - 資格喪失後受診防止等の保険証適正使用を啓発するポスターを関係機関と連携し、高知県内の保険医療機関に配布する。 ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 - 本部が示す実施要項に基づき、被扶養者の資格確認を的確に行う。また、未提出事業所については、大規模事業所への勧奨と早期着手による提出率の向上を図るとともに、未送達事業所は調査により送達の徹底を図る。	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ・ 被扶養者資格の確認 対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ・ 被扶養者資格の確認 対象事業所からの確認書の提出率を94.6%以上とする

令和 4 年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和 4 年度)	旧 (令和 3 年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和 4 年度)	旧 (令和 3 年度)
基盤的保険者機能関係	⑩ 業務改革の推進 本部が推進する「山崩し方式」を徹底して実施し、効率的で生産性の高い事務処理体制を確立する。	② 業務改革の推進に向けた取組 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と、役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。		

令和 4 年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I (重要業績評価指標)	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的 保険者 機能 関係	① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・ 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 ・ 市町村と連携し、県内各所における特定健診とがん検診の同時受診を拡大する。 ・ 生活習慣病予防健診の受診機会を拡大する。 ■ 被保険者（40歳以上） （実施対象者数：106,793人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率68.0% （実施見込者数：72,619人） ・ 事業者健診データ 取得率 10.2% （取得見込者数：10,893人）	① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ⅰ）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ○ 健診の受診勧奨対策 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用した効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 ・ 特定健診とがん検診の同時実施の拡大を図る。 ・ 生活習慣病予防健診実施委託機関を増加させる。 ■ 被保険者（40歳以上） （受診対象者数：106,564人） ・ 生活習慣病予防健診 受診率67.8% （受診見込者数：72,464人） ・ 事業者健診データ 取得率10.2% （取得見込者数：10,656人）	① 生活習慣病予防健診実施率を68.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を10.2%以上とする	① 生活習慣病予防健診受診率を67.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を10.2%以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	■ 被扶養者 (実施対象者数：<u>23,788人</u>) ・ 特定健康診査 実施率27.7% (実施見込者数：<u>6,589人</u>) ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ <u>実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な実施勧奨を実施する。</u> ・ 健診機関での健診当日の<u>初回面談</u>を推進する。 ・ 情報通信技術を活用した保健指導を推進する。 ■ 被保険者 (特定保健指導対象者数：<u>17,120人</u>) ・ 特定保健指導 実施率 <u>28.6%</u> (実施見込者数：<u>4,896人</u>)	■ 被扶養者 (受診対象者数：29,987人) ・ 特定健康診査 受診率27.7% (受診見込者数：8,306人) ii) 特定保健指導の実施率の向上 ○ 保健指導の受診勧奨対策 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用した効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 ・ 健診実施機関で「健診当日に指導を実施」を推進する。 ・ 情報通信技術を活用することによる対象者の利便性向上を図る。 ■ 被保険者 (特定保健指導対象者数：16,791人) ・ 特定保健指導実施率 22.6% (実施見込者数：3,800人)	③ 被扶養者の特定健診実施率を27.7%以上とする	③ 被扶養者の特定健診受診率を27.7%以上とする
			① 被保険者の特定保健指導の実施率を<u>28.6%</u>以上とする	① 被保険者の特定保健指導の実施率を22.6%以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数：<u>619人</u>) ・ 特定保健指導 実施率 <u>19.7%</u> (実施見込者数：<u>122人</u>) iii) 重症化予防対策の推進 ・ <u>未治療者に対する早期受診勧奨を実施する。</u> ・ <u>壮年期の循環器疾患の重症化予防対策として、血圧・血糖に追加しLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。</u> ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 <u>500人</u>	(内訳) 協会保健師実施分 16.7% (実施見込者数：2,800人) アウトソーシング分 5.9% (実施見込者数：1,000人) ■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数：714人) ・ 特定保健指導実施率 19.6% (実施見込者数：140人) iii) 重症化予防対策の推進 ○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・ 高知県の策定したプログラムに沿ってかかりつけ医との連携による糖尿病重症化予防に取り組む。 ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 480人	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を<u>19.7%</u>以上とする ・ 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を<u>12.4%</u>以上とする	② 被扶養者の特定保健指導の実施率を19.6%以上とする ・ 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	iv) コラボヘルスの推進 - 関係団体（県、経済団体、マスコミ、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 - 高知新聞社の「こうち健康企業プロジェクト」との連携により、事業所への顕彰制度である「高知家健康経営アワード」やセミナー開催、新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。 - 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。 ・ <u>健診や特定保健指導の実施率が低調な業種団体に対し、実施に向けた協力依頼を行う。</u> ・ <u>「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座を開催する。</u>	iv) コラボヘルスの推進 - 関係団体（県、経済団体、マスコミ、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 - 高知新聞社の「こうち健康企業プロジェクト」との連携により、事業所への顕彰制度である「高知家健康経営アワード」やセミナー開催、新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。 - 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。 - 大規模事業所や健康宣言事業所を中心に、健診や特定保健指導の実施、及び要治療判定者に対する受診勧奨について働きかけを行う。 - 特定保健指導の実施率が低調な業種団体に対し、実施に向けた協力依頼を行う。	健康宣言事業所数を <u>710事業所</u>以上とする	健康宣言事業所数を 600事業所以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	・ <u>事業所へ健康運動指導士を派遣し、健康体操の指導を行うことで、事業所内での運動習慣を定着させる（オフィスdeエクササイズ）。</u> ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 各種広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等）により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ 市街地の大型LEDビジョンや地元情報誌を利用し、適正な医療のかかり方に関する周知広報を行う。 ・ 経済団体と連携のうえ、広報誌を通じて健診や特定保健指導の実施等を働きかける。 ・ 算定基礎説明会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じ、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。	・ 健康づくり好事例集を作成、配付することで、横展開を図る。 ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 各種広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等）により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ Web広告や市街地の大型LEDビジョンを利用し、適正な医療のかかり方に関する周知広報を行う。 ・ 経済団体と連携のうえ、広報誌を通じて健診や特定保健指導の実施等を働きかける。 ・ 算定基礎説明会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じて、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。	・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>57.7%</u>以上とする	・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.3%以上とする

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	- 大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 - 健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 ③ ジェネリック医薬品の使用促進 - 医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」や「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 - お薬手帳ホルダーを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、<u>医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。</u>	- 申請書セット（限度額適用認定、出産育児一時金、治療用装具）を医療機関等へ設置することで、制度周知とスムーズな申請手続きの支援を図る。 - 大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 - 健康保険委員に対して定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 ③ ジェネリック医薬品の使用促進 - 医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 - 位置情報を利用し、ジオターゲティング広告による使用促進広報を実施する。 - お薬手帳ホルダーの配付を通じて、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で78.4%以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で77.5%以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的保険者機能関係	・ <u>市街地の大型LEDビジョンや交通広告、新聞広告等を利用した使用促進広報を実施する。</u> ・ <u>大型ショッピングモールの店内での広告を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。</u> ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。 ・ 高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。 ・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 ④ インセンティブ制度の周知広報 ・ インセンティブ制度について、丁寧な周知広報を行うとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けを行う。	・ 新聞広告やフリーペーパー、交通広告等を利用した使用促進広報を実施する。 ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。 ・ ジェネリック医薬品に対する理解を深めていただくため、県や薬剤師会との連携によりセミナーを開催する。 ・ 高知県後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信を強化する。 ・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 ④ インセンティブ制度の周知広報 ・ インセンティブ制度について、丁寧な周知広報を行うとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けを行う。		

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
戦略的 保険者 機能 関係	⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ・ 地域医療構想調整会議等にて、医療データ等を活用した積極的な意見発信を行う。 ⑥ 調査研究の推進 ・ <u>医療費適正化等に向けて、地域別や業態別の分析を行い公表する。</u> ・ <u>協会が保有する健診データ等を活用して、保険者協議会や県と連携した医療費等の分析を行う。</u>	⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや医療制度改正等に向けた意見発信 ・ 地域医療構想調整会議等にて、データを活用した積極的な意見発信を行う。 ・ 加入者や事業主に対して、医療提供体制にかかる分析結果の情報提供を行う。 ・ 健診結果や医療費データについて、地域・業種別の分析をおこない各種協議会等にて意見発信する。	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
組織・運営体制関係	① O J Tを中心とした人材育成 ・ O J Tを基本とし、それを補完するO f f - J Tを組み合わせることにより、人材育成に取り組む。 ・ 支部の課題や実情に応じた独自研修を行うほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が斡旋する通信教育講座について、積極的な受講を勧奨する。 ② リスク管理 ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ③ コンプライアンスの徹底 ・ 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 ・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。	① O J Tを中心とした人材育成 ・ O J Tを基本とし、それを補完するO f f - J Tを組み合わせることにより、人材育成に取り組む。 ・ 支部の課題や実情に応じた独自研修を行うほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が実施する通信教育講座の斡旋について、積極的な受講を勧奨する。 ② コンプライアンスの徹底 ・ 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 ・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。		

令和4年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)	K P I（重要業績評価指標）	
			新 (令和4年度)	旧 (令和3年度)
組織・運営体制関係	④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ <u>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</u> ・ <u>入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</u> ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ <u>また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</u>	③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 職員のコスト意識を高め、消耗品などの在庫管理、電力消費量の節減などにより経費節減に努める。 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。	・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。